

議員提出議案第2号

亀山市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第112条及び亀山市議会会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成25年2月27日提出

提出者

亀山市議会議員 宮崎勝郎

賛成者

亀山市議会議員 中村嘉孝

同 尾崎邦洋

〃 前田耕一

〃 小坂直親

〃 竹井道男

〃 大井捷夫

亀山市議会議長 櫻井清蔵様

別紙

亀山市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀山市条例第 号

亀山市議会委員会条例の一部を改正する条例

第1条 亀山市議会委員会条例（平成17年亀山市条例第151号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「常任委員会」を「常任委員の所属、常任委員会」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

第6条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条第2項中「特別委員会委員」を「特別委員会の委員」に改め、同条に次の1項を加える。

3 特別委員会の委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第8条第1項中「は、議長が会議に諮って指名する」を「の選任は、議長の指名による」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「会議に諮って」及び同項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 議長は、議員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。

第2条 亀山市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号から第3号までを次のように改める。

(1) 総務委員会 8人

ア 企画総務部の所管に関する事。

イ 財務部の所管に関する事。

ウ 出納室の所管に関する事。

エ 消防本部の所管に関する事。

オ 選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び監査委員の所管に関する事。

カ 他の常任委員会の所管に属しないこと。

(2) 教育民生委員会 7人

ア 市民文化部の所管に関する事。

イ 健康福祉部の所管に関する事。

ウ 医療センターの所管に関する事。

エ 教育委員会の所管に関する事。

(3) 産業建設委員会 7人

ア 環境産業部の所管に関する事。

イ 建設部の所管に関する事。

ウ 農業委員会の所管に関する事。

附 則

この条例中第1条の規定は平成25年3月1日から、第2条の規定は平成25年4月1日から施行する。